

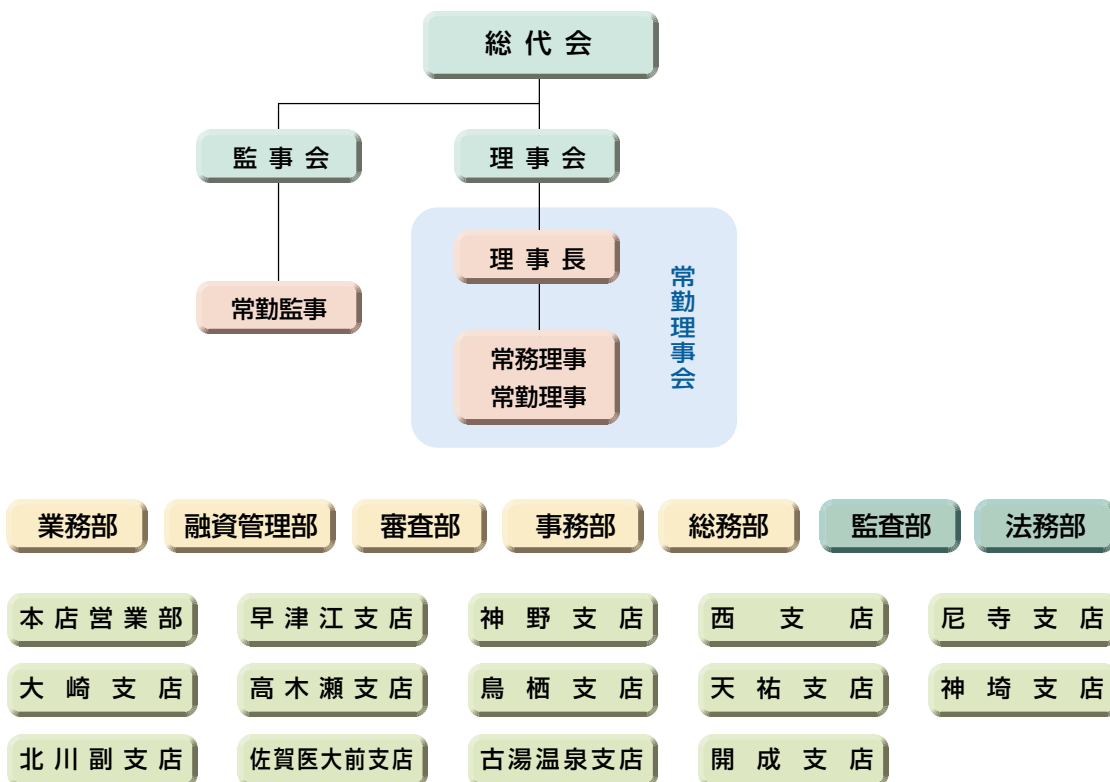
■ 経営管理体制

■ 役員のご紹介

理事長 (代表理事)	大坪 豊	監事	田中健一郎
常務理事 (代表理事)	山中 義信	監事 (非常勤)	山口 茂樹
常務理事 (代表理事)	杉町 謙吾	監事 (非常勤)	蒲原 啓二
理事	吉岡 清典		
理事	仁位 哲美		
理事 (非常勤)	田中 進		
理事 (非常勤)	鬼崎 昭宣		
理事 (非常勤)	梅田 茂治		

平成23年7月1日現在

■ 当金庫の組織



平成23年7月1日現在

当金庫の沿革

昭和24年10月15日	市街地信用組合法による佐賀信用組合設立
昭和28年3月28日	信用金庫法による佐賀信用金庫に改組
昭和29年6月1日	早津江支店開設
昭和30年5月16日	神野支店開設
昭和31年12月10日	中小企業金融公庫代理業務取扱開始
昭和34年1月26日	全国信用金庫連合会代理業務取扱開始
昭和34年6月22日	西支店開設
昭和35年10月25日	国民金融公庫代理業務取扱開始
昭和40年3月1日	住宅金融公庫代理業務取扱開始
昭和40年4月13日	尼寺出張所開設
昭和41年10月1日	尼寺出張所、支店昇格
昭和43年3月11日	神野支店移転新築
昭和43年5月6日	大崎支店開設
昭和46年5月4日	本店新築
昭和47年12月4日	高木瀬支店開設
昭和48年8月14日	預金量100億円達成
昭和50年4月10日	鳥栖支店開設
昭和50年12月26日	九州しんきん事務センターオンライン加盟
昭和51年10月18日	全国しんきん為替オンライン取扱開始
昭和52年5月2日	天祐支店開設
昭和53年12月22日	日本銀行と当座預金取引開始
昭和54年12月11日	日本銀行蔵入代理店業務取扱開始
昭和55年6月2日	神埼支店開設
昭和57年4月5日	北川副支店開設
昭和58年9月22日	国債等の窓口販売の取扱開始
昭和60年12月23日	尼寺支店新築
昭和60年12月25日	預金量500億円達成
昭和61年4月14日	佐賀県庁内に店舗外現金預入払出機設置
昭和62年11月9日	本店営業部多布施出張所開設
平成元年2月10日	佐賀市役所内に店舗外現金預入払出機設置
平成元年3月23日	佐賀区大前支店開設
平成元年4月17日	富士町古湯に店舗外現金預入払出機設置
平成元年9月11日	大崎支店新築

平成2年5月1日	ホームバンキング取扱開始
平成2年8月27日	古湯温泉支店開設
平成3年2月17日	サンデーバンキング開始
平成3年11月25日	早津江支店移転新築
平成5年3月1日	しんきんファクシミリ振込サービス取扱開始
平成5年6月19日	新コーポレートマークの発表
平成5年7月1日	Qネット代金回収サービス取扱開始
平成5年9月6日	開成支店開設
平成6年8月1日	県内4金庫現金自動機による通帳での入出金、記帳の取扱開始
平成6年9月20日	佐賀県立病院好生館に共同の現金自動支払機設置
平成8年4月1日	佐賀社会保険病院に店舗外現金預入払出機設置
平成8年5月6日	ATM祝祭日稼働開始
平成8年11月18日	ATMを流通信販系カード会社に開放
平成9年4月14日	新情報システム稼働
平成10年7月28日	佐賀空港内に店舗外現金預入払出機設置
平成11年3月29日	郵便局とのATMオンライン提携
平成11年6月7日	「テレホンバンキング」サービス開始
平成12年3月6日	「デビットカード」サービス開始
平成13年3月19日	多布施出張所移転新築オープン
平成13年4月1日	損害保険代理店業務開始
平成13年11月7日	ホームページを開設
平成14年10月1日	生命保険代理店業務開始
平成15年3月19日	モラージュ佐賀内に店舗外現金預入払出機設置
平成15年6月12日	個人向け国債取扱開始
平成15年6月23日	預金1000億円達成
平成15年12月15日	インターネットバンキングサービス開始
平成16年3月18日	中小企業金融公庫および国民生活金融公庫と業務提携
平成16年10月1日	印鑑照合支援システム稼働
平成17年4月1日	セブン銀行とATM利用提携
平成17年4月21日	「イオンスーパーセンター佐賀店」内にATM設置
平成18年12月5日	「ゆめタウン佐賀」内にATM設置
平成19年2月16日	多布施出張所を閉鎖
平成19年8月1日	「エスプラッツ」内にATM共同で設置
平成20年2月1日	投資信託の販売業務を開始
平成20年3月31日	宝くじの販売業務を廃止
平成20年10月1日	生体認証機能付ICキャッシュカード取扱開始
平成22年1月4日	日の隈公園前のATMを閉鎖
平成23年1月17日	西支店新築
平成23年2月19日	神埼支店ATM祝祭日稼働開始

総代会

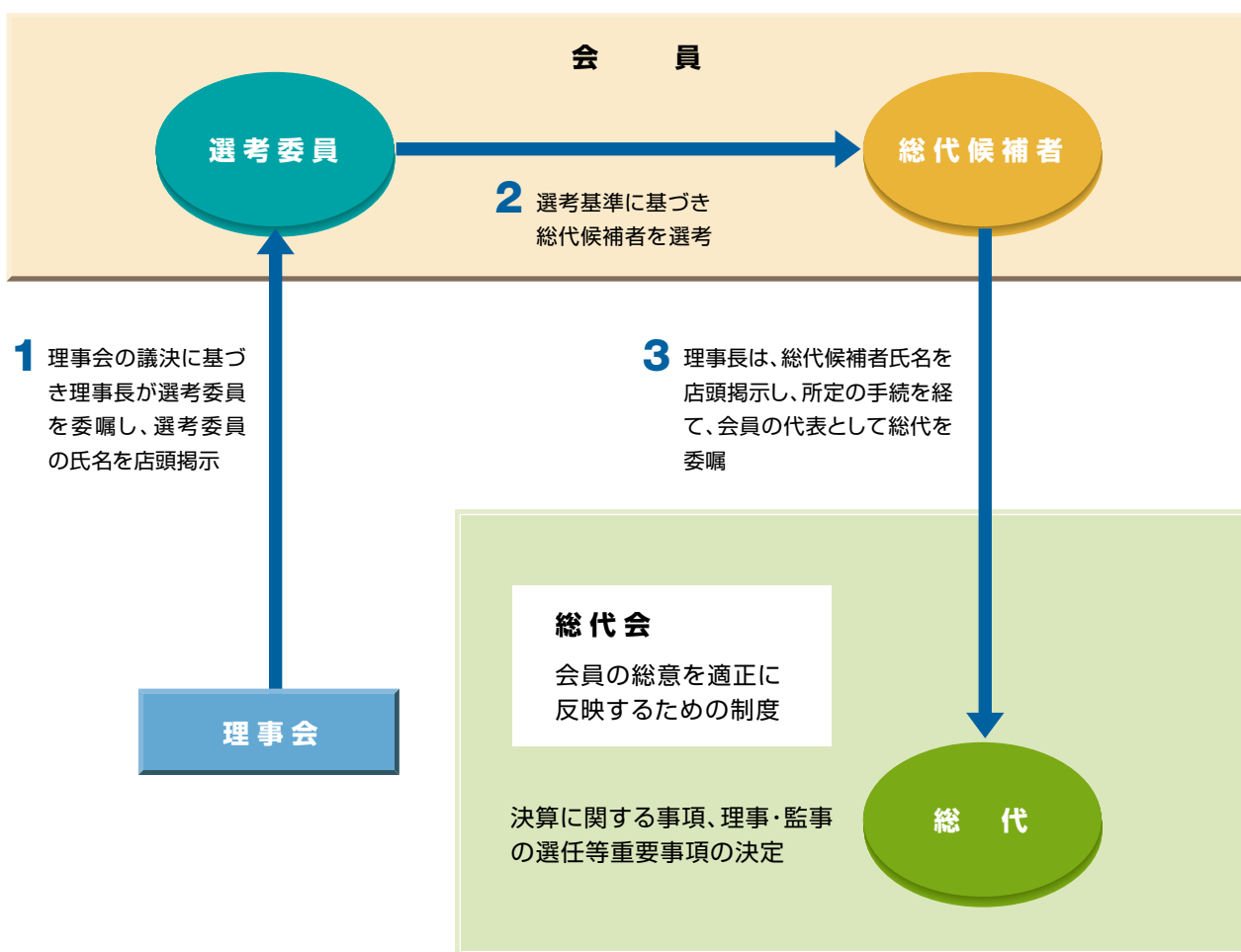
1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

【総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。】



2 総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、平成23年6月30日現在の総代数は82人で、会員数は10,581人です。

選任区域	会員数	総代数						合計
		法人	40才~49才	50才~59才	60才~69才	70才~79才	80才以上	
本店区	1,919	2		3	4	2		11
早津江区	690				1	5		6
神野区	777			1	4			5
西区	1,120			2	6	1	1	10
尼寺区	1,127			4	4	2		10
大崎区	940		1		4	1		6
高木瀬区	715	1			2	2		5
鳥栖区	712			1	4	1		6
天祐区	509			1	2	1		4
神埼区	613			1	3	2		6
北川副区	428			1	2	1		4
佐賀医大前区	458			1	1	2		4
古湯温泉区	273				1	1		2
開成区	300			1		2		3
合計	10,581	3	1	16	38	23	1	82

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(右の表)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

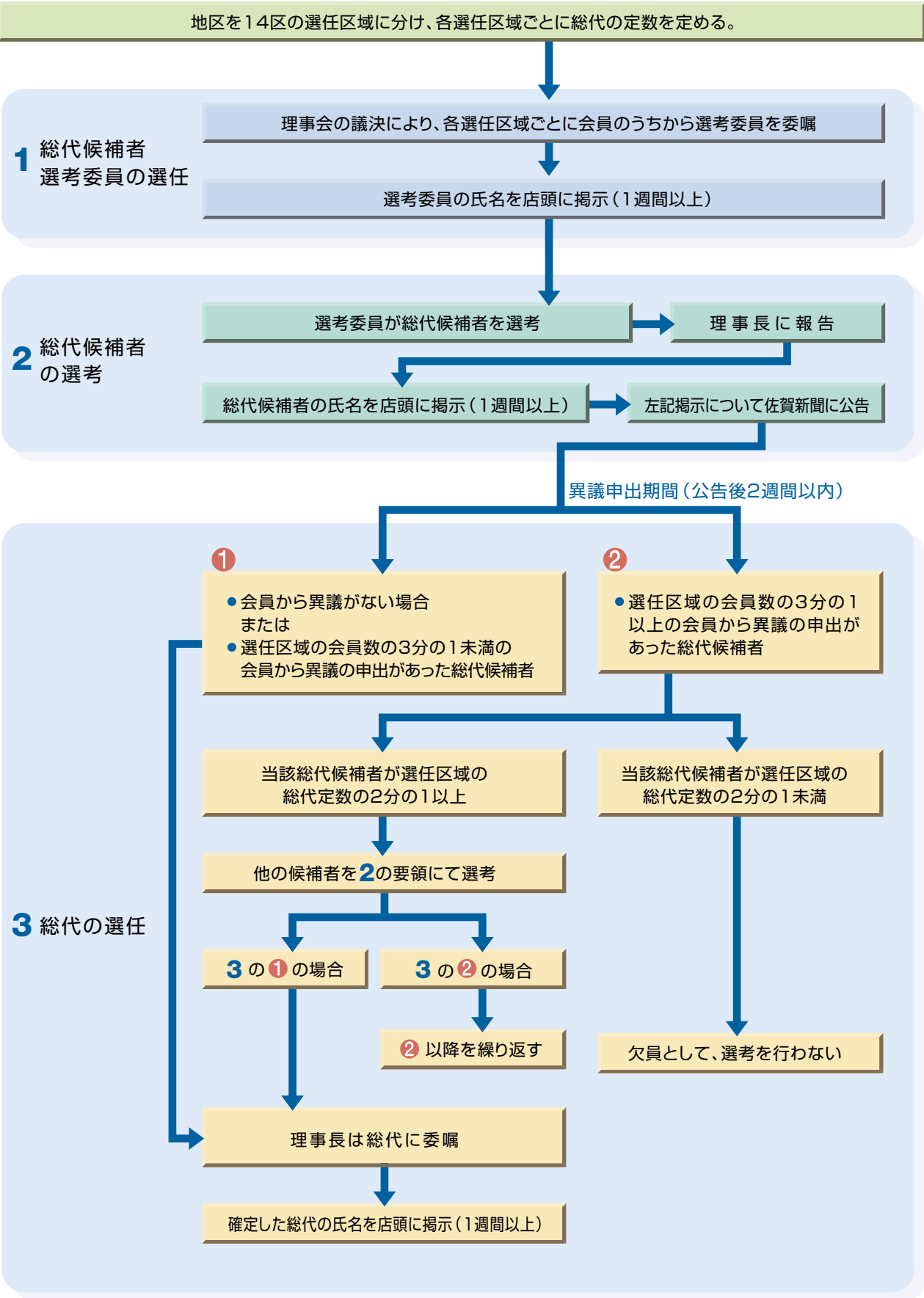
- 1 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- 2 その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- 3 その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - 1 当金庫の会員であること
- ② 適格要件
 - 1 総代として相応しい見識を有している人物であること。
 - 2 良識をもって正しい判断ができる人物であること。
 - 3 地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること。
 - 4 行動力があり、積極的な意見ができる人物であること。
 - 5 人格、見識に優れ、当金庫の発展に寄与できる人物であること。
 - 6 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人物であること。
 - 7 総代就任時において80歳未満であること。
但し、平成22年の総代選考より適用する。

総代会

総代選任までのフロー図



3. 第62期通常総代会の決議事項

平成23年6月23日の第62期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

1 報告事項

第62期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容並びに
会計監査人および監事会の計算書類監査結果報告の件

2 議案

第1号議案 ● 剰余金処分案承認の件

第2号議案 ● 会員除名の件

4. 総代の氏名

(敬称略)

選任区域	人数	氏名
本店区	11名	澁谷要 牟田一男 吉川笛浦 音成日佐男 小池正 中野恵文 西村純一 堤貞喜 大塚浩司 株式会社吉野商店 株式会社ミス
早津江区	6名	北村栄 古賀成行 梅崎弘之 前田繁 川崎勝博 松藤昭彦
神野区	5名	藤崎文也 早田俊治 御厨和博 古川佐千夫 北島修
西区	10名	芝原耕一 小野好輔 松尾英光 野田征行 内田洋男 田中重利 谷口茂 副島太郎 野口浩二 原田泰行
尼寺区	10名	古賀勝也 中島正則 香月利政 山口政紀 牧瀬勝将 嬉野隆廣 渡辺昭典 黒田雅人 池田博司 本村一
大崎区	6名	大石孝二 内田貞良 深町健次郎 秀島敏明 本田秋夫 田島広一
高木瀬区	5名	関本優 古賀直人 黒岩俊幸 大塚幸男 株式会社協和製作所
鳥栖区	6名	篠原祐享 吉本雅澄 毛利定俊 兼行研一 井寺計一 天本良光
天祐区	4名	小柳實 本村敏光 江副芳樹 手塚博明
神埼区	6名	重松敏央 増田博明 毛利久幸 野口光弘 船津光弘 吉岡俊裕
北川副区	4名	武藤軍司 原田勝昌 田淵保則 中原正博
佐賀医大前区	4名	川崎武文 徳永康次 一ノ瀬新次 市丸均
古湯温泉区	2名	鳥谷信明 山口雅久
開成区	3名	大坪利孝 副島康弘 千布清孝

平成23年6月30日現在

金庫の事業の運営に関する事項

リスク管理の体制

金融の自由化・国際化が進展するなか、金融機関の業務はますます多様化し、信用リスクをはじめとして、事務リスク、市場関連リスクなど、さまざまなリスクが経営に影響を及ぼすようになってきています。

当金庫におきましては、各種リスクを正しく認識・把握し、かつ、適切に管理することによって、経営基盤の確立と安定収益の確保を図ることを目的とし、リスク管理体制の構築に努めています。

1. 信用リスク

信用リスクとは、貸出先の業況悪化のため、貸出金の元本、利息などが当初の約束どおりに返済されなくなるリスクのことです。

当金庫では、資産の健全性を維持・向上させるために、「業務運営規程」に基づいた厳正な審査体制をとっています。一定金額以上の大口融資につきましては「融資審査会」により総合的な審査が実施されています。また、内部研修

の実施や外部研修への派遣を行うなど審査能力の向上に努めています。管理面におきましては、融資管理部による営業店指導を行うなど、不良債権の発生防止に努めています。自己査定については、営業店及び関連部署が自己査定を行った結果について、当該部署から独立した法務部資産査定課が監査を行う体制をとっています。

2. 市場関連リスク

金融機関は、金融の自由化・国際化の進展、デリバティブ取引の急速な拡大により、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」などの市場関連リスクに常にさらされており、安定収益の確保のためには資産・負債の総合管理（ALM管理）が重要となってきています。

当金庫ではシミュレーションを行いながら経営計画をた

て、実績を月次ベースで管理することで収益のブレを小さくするようにしています。BPV法による金利リスク量の計測や、株価変動リスク、為替リスク、外貨金利リスク等の分析を行っています。また、ストレステストを実施し、リスク・リミットの管理も行っております。

また、有価証券についてはVaR（バリューアットリスク）によるリスク量の把握も試験的に行っており市場関連リスクの高度化に向けた取り組みも行っております。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクのことをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる

場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを確保しております。

4. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス、役職員の活動若しくはシステムが不適切であるもしくは機能しないこと、または、外生的な事象により生じる損失に係るリスクです。事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等があります。

金融商品の多様化や機械化の進展に伴い、事故防止のため内部事務管理の整備に努めています。すなわち、事務取扱要領や事務処理マニュアルの随時改訂整備、各種勉強会の開催など職員一人ひとりの資質の向上を図って

います。営業店には自主検査を義務づけるとともに事務部による臨店事務指導、監査部による立ち入り検査を実施して事務リスクの未然防止や事故防止のための適切な指導管理を行っています。また、システム面におきましても万一の災害時においてもコンピュータシステムが安定稼動するようにバックアップシステムを確立しております。また、リスク管理関連規程の見直しを行い、法務リスクや風評リスク等さまざまなリスクに対して、組織として万全の対応ができるよう取り組んでおります。

法令遵守の体制

当金庫は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の期待に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、次のとおり「佐賀信用金庫行動綱領」を定めております。

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任を遂行します。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展へ貢献します。
3. 法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. 従業員の人權、個性を尊重するとともに安全で働きやすい環境を確保します。
6. 環境問題に積極的に取り組みます。
7. 社会貢献活動に積極的に取り組みます。
8. 反社会的勢力を断固として排除します。

当金庫におきましては、法令等遵守（コンプライアンス）体制強化のため、以下の諸施策を実施しております。

- (1) 法令遵守実施計画を年度ごとに策定しています。
- (2) 「法令遵守の手引」を策定（毎年度見直し）し、全従業員に配布しています。
- (3) 法令遵守にかかる統括部門として「法務部」を設置し、各店舗に「法令遵守統括責任者」及び「法令遵守担当者」の配置を行っています。
- (4) 役員及び管理職を対象とした外部講師による研修、法令遵守担当者を対象とした研修、各店舗における毎月の勉強会等を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っています。

- (5) 監査部の監査項目に法令遵守に関する事項を盛り込み、法令遵守体制が適切に機能しているかチェックを行っています。
 - (6) 法令遵守違反があった場合は、すみやかに各店舗から事故・不祥事件等に係る報告を求め、それにもとづく適切な対策を講じ、再発防止に努めています。
- これらのほか、金融商品の販売等に関する法律にもとづき、「金融商品に係る勧誘方針」を策定・公表するとともに、適切な勧誘を行うよう徹底しています。今後も、単なる法令遵守にとどまらず、役職員一人ひとりが、より一層高い規範意識が求められているという自覚をもって、さらなるコンプライアンスの徹底に努めていきます。

金融商品に係る勧誘方針

- 1 当金庫はお客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
- 2 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。

- 3 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対して事実と異なる説明をしたり、誤解を招く事のないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4 当金庫は、お客様にとって不都合な時間や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5 金融商品の販売等に係わる勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

金融ADR制度への対応

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）が平成22年10月1日より施行されたことに伴い、下記のとおり対応しております。

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレットで公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は64ページ参照）または法務部（電話：フリーダイヤル0120-895-530もしくは0952-22-2152）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に左記法務部、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）及び九州北部地区しんきん相談所（9時～17時、電話：092-281-5363）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、天神弁護士センター（電話092-741-3208）、北九州法律相談センター（093-561-0360）、久留米センター（0942-30-0144）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都および福岡県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

情報資産保護に関する基本方針（セキュリティーポリシー）

本基本方針策定の目的

情報技術（IT）の発展に伴い、情報システムは国民生活に必要な不可欠となってきています。このような中、当金庫は金融機関としての社会的責任を果たすため、当金庫が保有する情報資産を適切に保護し管理しなければなりません。万が一にも情報資産の漏洩、紛失、不正使用、改ざん等が行われ、または災害、故障その他の理由により情報システムが停止した場合には、当金庫の業務遂行に重大

な影響が及ぶことはもとより、企業イメージが低下し信用が失墜することにより当金庫に多大な損失がもたらされ、また、地域の中小企業者や住民の方々にご迷惑をおかけすることとなります。このため当金庫は情報資産の安全対策に関する基本方針として、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティーポリシー）」を策定しています。

個人情報保護宣言について

平成17年4月1日「個人情報保護法」の全面施行に伴い、当金庫における個人情報に関する取引方針等を下記のとおり宣言文という形で決めました。

つきましては、当金庫におきましても、同宣言に基づき、個人情報の適切な保護と利用を図ってまいりたいと存じ

ますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお宣言文等につきましては当金庫のホームページ（<http://www.sagashin.co.jp>）においても掲載いたしております。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

2010年6月1日
佐賀信用金庫

セキュリティ強化への取り組み

1. ATMご利用限度額の変更

キャッシュカードの盗難・偽造被害を抑制するため、平成18年1月よりATMにおける1日あたりの現金引出限度額を50万円に引き上げました。また、お客様のご希望のご利用限度額（上限200万円）への変更は可能ですので、その際は窓口までお申し出下さい。

2. ATMコーナーのセキュリティ強化

ATM画面操作時に暗証番号を盗み見されないための「遮光フィルム」を設置しています。ATMコーナーの防犯についても、日常の点検を徹底しています。

3. 預金者保護法への対応

平成18年1月より各種カード規定を改定し、偽造・盗難カード等の被害に対する補償について、法律の趣旨に則った対応を行っています。